

◎山村振興法の一部を改正する法律

(令和七年三月三十一日法律第一一号) (衆)

一、提案理由 (令和七年三月二日・衆議院本会議)

○御法川信英君 ただいま議題となりました三法律案につきまして申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、山村振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、山村振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を令和十七年三月三十一日まで延長するとともに、山村の自立的かつ持続的な発展の促進を図るため、目的規定及び基本理念を整備し、国等の責務に係る規定を定め、交通、情報通信、産業、防災、福祉、人材確保その他の分野における施策の充実等を図るものであります。

本案は、去る三月十八日、農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告 (令和七年三月三十一日)

○舞立昇治君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、山村振興法の一部を改正する法律案は、法律の有効期限を十年間延長するとともに、施策の充実を図ろうとするものです。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長御法川信英君より趣旨説明を聴取した後、山村振興に向けた国の支援の充実等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。